

第3回北区基本構想審議会 部会3「創出」次第

令和4年1月12日(水) 14時

北区役所第二委員会室

1 開会

2 前回の部会の振り返り

3 意見共有

(1) 住宅・公園河川

(2) 防災・防犯

4 分野別の政策検討シートについて

(1) 住宅・公園河川

(2) 防災・防犯

5 意見交換

6 その他

7 閉会



1 当該分野の実績と成果

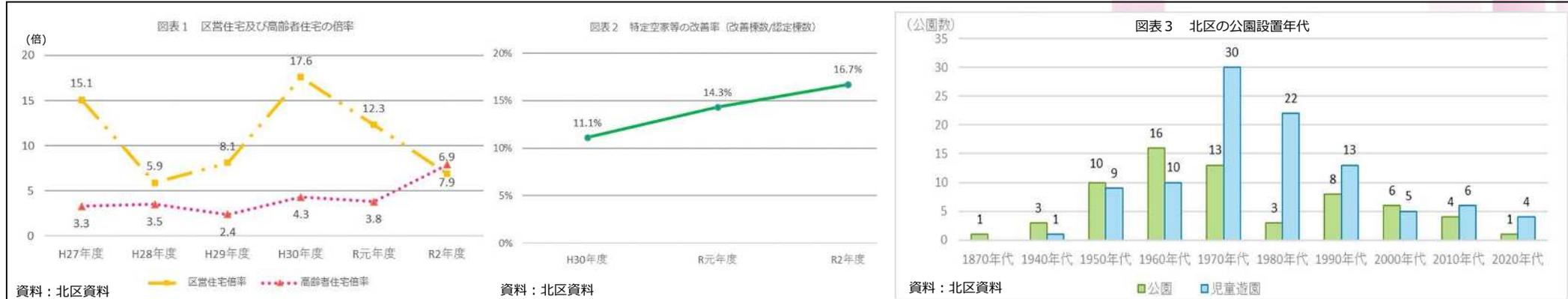
項目	主な実績	主な成果
(1) 安心居住	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者向けの優良賃貸住宅の供給（高齢対応構造等の改修費助成及び家賃助成）。 居住支援団体、不動産関係団体との連携による居住支援体制の整備（居住支援協議会の設立） 一人暮らし高齢者住宅建設事業の実施。 建物の維持管理、リフォーム支援（住まいの改修費助成事業）。 分譲マンションの適切な維持管理支援（分譲マンション管理無料セミナーの開催や分譲マンション管理相談の実施、マンション劣化診断調査費用助成事業）。 	<ul style="list-style-type: none"> シルバーピア滝野川（143戸）の開設 施策の満足度調査において、「住宅対策（定住化促進）」が「満足」または「やや満足」と評価された割合は、平成25年度調査では全体の10.8%、令和3年度調査では16.7%。
(2) 住環境形成	<ul style="list-style-type: none"> 住宅・住環境を取り巻く状況の変化、国・東京都等における住宅政策の動向等に的確に対応するため、北区住宅マスタープラン2020を策定。 十条駅西口や赤羽一丁目地区において、市街地再開発事業を契機とした住環境整備を推進。 再開発等促進区を定める地区計画等の都市開発諸制度を活用し、大規模未利用地の土地利用転換を誘導。 大規模な施設の更新や土地利用転換における、オープンスペースや緑地の整備。 赤羽台周辺地区では、URとの連携、桐ヶ丘地区では、都営住宅の再生・建替における土地利用転換や道路・公園の再配置等、まちづくりと一体となった良質な住宅の供給への取組みを推進。 周辺の住環境に悪影響を及ぼしている管理不全空家等の所有者等に対し、空家特措法に基づく措置を講ずることで管理不全の状態を改善。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理不全空家等の中で特に危険性が高い特定空家等の改善（令和3年3月31日時点 48棟を認定し、内8棟が改善されている（改善率16.7%）） 区民意識・意向調査において、「ずっと住み続けたい」と「当分は住み続けたい」をあわせた『定住意向』は、平成25年度調査では83.7%、令和3年度調査では88.2%。
(3) 魅力ある空間の創出	<ul style="list-style-type: none"> 魅力ある公園づくりの推進のため「北区公園総合整備構想」及び「北区公園魅力向上推進プラン」を策定。 児童遊園の整備（平成27年度以降、9カ所整備）やトイレの改修工事を実施。（仮称）滝野川三丁目公園、（仮称）赤羽台けやき公園の新設整備が進捗。田端新町公園の再生整備が完了。名主の滝公園の再生整備に向けた設計を実施。 飛鳥山公園について、「東京北区渋沢栄一プロジェクト」として旧渋沢庭園への遊歩道の設置等を実施。 Park-PFI制度を活用し、飛鳥山公園において新たなサービスの提供及び施設整備を実施する事業者を募集・選定。 公園内の美化ボランティア58団体への活動支援を実施。 水辺空間の活用として、赤羽岩淵ブロック（荒川岩淵閑緑地のパーベキュー場及び駐車場）に指定管理者制度を導入。また、豊島ブロック（豊島五丁目先）にスポーツグラウンド等を整備するため、基本設計を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 施策の満足度調査において、「公園や遊び場の整備」が「満足」または「やや満足」と評価された割合は、平成25年度調査では全体の26.6%、令和3年度調査では37.5%。 赤羽岩淵ブロックについて、指定管理者制度を導入して以降、パーベキュー場に関する苦情（ゴミの不法投棄や不適切利用等）が大幅に減少。

2 当該分野における区を取り巻く環境の変化

社会経済動向	法制度や国・都の政策の変化	区民のニーズや行動の変化
<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅の老朽化。 新型コロナウイルス感染症の影響により、居住空間の恒常的な感染症対策の必要性。 単身高齢者世帯の増加。 団塊の世代の後期高齢化に伴う介護ニーズの多様化・増加。 マンションの増加に伴う子育て世帯の増加。 人口構成や社会経済情勢の変化に伴うライフスタイルの多様化。 	<ul style="list-style-type: none"> 国は平成28年、公営住宅等長寿命化計画策定指針（改定）において、「中長期的な公営住宅等の需要見通しを踏まえた建替事業などの検討」や「安全性の確保に課題のある住棟の建替事業などについては、優先的に実施」などを提言。 平成29年、住宅セーフティネット法の改正により、賃貸住宅に入居を拒まれがちな住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯など）の円滑な入居を促進。 国はまちづくりの新たな方向性として「居心地良く歩きたくなるまちなか」の形成をはじめ、多様な人材の集積や様々な民間投資を惹きつけ、都市の魅力・国際競争力の向上を目的とした取組を支援する「官民連携まちなか再生推進事業」を推進。 国は、「グリーンインフラ推進戦略」を策定し、自然災害の激甚化や人口減少、少子高齢化などの社会情勢の変化を踏まえ、次世代を見据えた社会資本整備や土地利用を推進。 平成29年、都市公園法の改正により、Park-PFI制度が創設され、公園整備への民間参入の促進、及び公園内に設置可能な施設（社会福祉施設）についての規制が緩和。 東京都は、令和元年に「未来の東京戦略ビジョン」を策定。水と緑溢れる東京の実現と災害に強い都市の構築を目指す方針。また、令和2年に「緑確保の総合的な方針」及び「都市計画公園・緑地の整備方針」を改定し、骨格的な緑の充実等を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> 区営住宅や高齢者住宅については、募集を上回る申し込みが続いている。 住宅確保要配慮者の相談内容のほとんどが住宅以外のため、さらなる福祉部門との連携が求められている。 新型コロナウイルス感染症の影響により、地域活力の維持や医療・福祉・商業等の生活機能の確保等、コンパクトで暮らしやすいまちづくりや、仕事にも休息・余暇にも活用できる居心地の良い空間等へのニーズの高まり。 周辺の住環境に悪影響を及ぼしている管理不全空家等（特定空家等）が増加傾向。 令和3年度調査では、子育て支援策として「子どもたち向けの外遊びや自然にふれあえる場の提供」のニーズが高い。 平成29年のアンケートでは、世代ごとに公園に求めるものは異なるものの、区民の多くが施設の新鮮さへの不満が多く、清潔感、快適性を重視。

3 区の現状

項目	現状
(1) 安心居住	<ul style="list-style-type: none"> 安定的な住宅供給を継続可能とするため、北区公営住宅のストック活用及び長寿命化計画に基づいた区営住宅の建替え集約等の推進を検討。 住宅確保要配慮者の民間住宅への円滑な入居を促進するため、北区居住支援協議会を設立し、各団体との連携、普及啓発を推進。
(2) 住環境形成	<ul style="list-style-type: none"> 大規模団地等の建替え事業や民間住宅の大規模開発に合わせて、老朽化した公共施設の再編や緑化など住環境の改善が図られている。 赤羽、十条、王子など都市中心拠点では市街地再開発事業など、土地の高度利用による良質な住宅の供給を促進。 管理不全空家等対策については、空家特措法に基づく措置により良好な住環境整備にむけた改善を実施。
(3) 魅力ある空間の創出	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な公園が少ない地区があるなど、地区によって公園の配置に偏りがある。また、区民のライフスタイル・価値観の多様化とともに、公園の利用ニーズも多様化。 設置後30年以上経過した公園が全体の7割を占めており、施設の老朽化が進行。 四季折々の植栽や4本の河川、鉄道ビュースポット等、北区ならではの地域資源を活用した、個性豊かな公園づくりやにぎわいのある水辺空間の形成を推進。



4 今後の課題

- ◆ 将来的にも公営住宅の供給戸数を維持していく一方、新型コロナウイルス感染拡大に伴う歳入減により、各事業の優先度を見極めた上で、計画的な事業推進の必要性。
- ◆ 多様化する世帯構成や住まい方への対応、住宅確保要配慮者等への支援を充実させる必要性。
- ◆ 子育て世帯・若年層の定住化を促進するため、ライフステージに応じた支援の必要性。
- ◆ マンションの適正な維持管理の必要性。
- ◆ 既存住宅の有効活用や適切な維持管理、居住面積や耐震性など適切な質の住宅供給を進めるとともに、防災性・防犯性を高め、省エネ対策、緑化を進めるなど、良質な住まいの確保の必要性。
- ◆ 増加傾向にある管理不全空家等について、より効果的な対策の必要性。
- ◆ 誰もが使いやすく、身近に感じられる公園づくりが必要。
- ◆ 公園施設の清潔感・快適性の向上、利用者・周辺地域の安全・安心につながる公園づくりが必要。
- ◆ 区内外から人を呼び込める魅力ある公園づくり・水辺空間の形成、公園・緑地及び河川等を活かした、うるおいのネットワークの形成が必要。

5 取組みの方向性

- 区営住宅の建替え集約や一人暮らし高齢者住宅建設事業の推進。
- 福祉・住宅行政の連携の強化や居住支援法人の指定促進など、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃借人に向けた支援の充実（住宅セーフティネット制度の普及・推進）。
- 分譲マンションに関する管理相談やセミナー等の事業を通じたマンションの適正な維持管理の支援。
- 東京都やUR都市機構、民間の事業に対し、持続可能で地域特性に応じたコミュニティの形成に配慮した、地域一体の良好な住環境につながるよう誘導。
- 管理不全空家等については、利活用を含めた総合的な対策の推進。
- 多様な主体の視点や発想を取り入れた公園の運営を推進。また、周辺地域のまちづくりにあわせて、計画的な公園の整備及び再生整備を実施。加えて、インクルーシブ遊具の設置や、だれでもトイレへの大型ベッドの導入等、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた整備を推進。
- 公園施設の老朽化対策を進めるとともに、トイレ等の設備について、配置の適正化や機能性の向上を推進。また、防災・減災機能の強化、自然環境に配慮した公園づくりを推進。
- 地域資源を活かした個性ある公園づくりを進めるとともに、区民サービスを向上させるため、Park-PFI、指定管理制度の導入等、民間活力の活用を推進。加えて、区内外の幅広い年代に向けた情報発信を実施。

6 あるべき姿・将来像

・・・今後の審議会の議論により具体化していきます

1 当該分野の実績と成果

項目	主な実績	主な成果
(1) 強靱なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 多様な防災まちづくり事業による公共施設整備や、木造住宅密集地域を中心とした建築物の不燃化・耐震化の促進。 住宅密集地域等、個別建替えが困難な地区において、共同建替えの誘導による防災性向上を推進。 都が施工する隅田川及び新河岸川の緩傾斜型堤防整備、スーパー堤防整備に併せ、防災船着場の設置及び周辺景観整備を実施。令和元年度には、志茂防災船着場の整備が完了。 公共施設及び大規模民間施設を新築等する際の、雨水流出抑制施設の設置を推進。また、浸水常襲地区や緊急的対策が可能な地区にて、既設の公共施設への雨水流出抑制施設の設置を計画的に実施し、12カ所が完了。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災まちづくり事業を展開する志茂、西ヶ原、十条地区では、おおむね年1ポイントの割合で不燃領域率が向上。 緊急輸送道路沿道及び住宅の耐震改修が徐々に進み、おおむね年1ポイントの割合で耐震化率が向上。
(2) 地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災力の向上への取組み（中学生防災学校や防災教室・防災セミナー、避難所開設訓練、帰宅困難者対策としての合同研修会） 大規模水害に備えて区民・地域を対象にした普及事業や講話の実施（水防災シンポジウム・ワークショップの開催、マイ・タイムライン作成普及事業、地域団体向けの講話等）。また、各種水害ハザードマップ（洪水、土砂）を適宜改定することで、住民に最新のリスク情報を提供。加えて、新たに「北区高潮ハザードマップ」の作成を進行。 「北区防災地図（大地震に備えて）」と「北区洪水ハザードマップ（荒川が氾濫した場合）」の外国語版を作成。 防災情報等の周知（防災気象情報メール配信サービスの提供、携帯電話による緊急速報メールの配信サービスの実施。全国瞬時警報システム（Jアラート）の配信） 近年の災害状況を踏まえた備蓄の在り方などを考慮し、平時の備蓄・管理・災害時の供給を円滑に行うことができるよう「北区災害用備蓄・管理・供給計画」を令和2年3月に策定するとともに、備蓄品の見直しを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所開設訓練の実施数増（令和2年度4回） マイ・タイムライン作成普及事業（普及リーダー育成講習会・受講者数・認定者数 令和元年度2回・21名・15名 令和2年度2回・58名・44名）（マイ・タイムライン作成講座・受講者数 令和元年度3回・受講者36名 令和2年度3回・受講者45名） 防災・気象情報配信登録者数 30,869人（気象警報・注意報令和3年10月20日現在） 「北区災害用備蓄・管理・供給計画」に基づき、令和2年度より備蓄食料を増量。併せてマスク・消毒液・液体せっけん等衛生用品を配備
(3) 地域の安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> 防犯に資する事業の実施（子ども防犯教室（令和2年度実施回数10回）、職員向け不審者対応訓練（令和2年度実施回数13回）、不審者対応実践訓練（令和2年度実施回数2回）等）の実施。 令和2年2月から、特殊詐欺アポイント電話の入電地域に対する、防災行政無線を活用したタイムリーな注意喚起放送の開始。 私道上の防犯灯について、年間約100基の新設及び改修を実施。また、東京都の補助を活用し、公園への防犯カメラの設置や自治会などが行う防犯カメラ等設置に係る整備に対する補助を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 刑法犯罪発生件数（凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他刑法犯の合計発生件数）の減少（平成27年度3,388件→令和2年度2,198件） 特殊詐欺アポイント電話の入電地域に対する注意喚起放送（令和2年度91回） 防犯カメラ設置（公園 累計35台、町会・自治会への補助 延べ102団体、商店街への補助 延べ15団体）

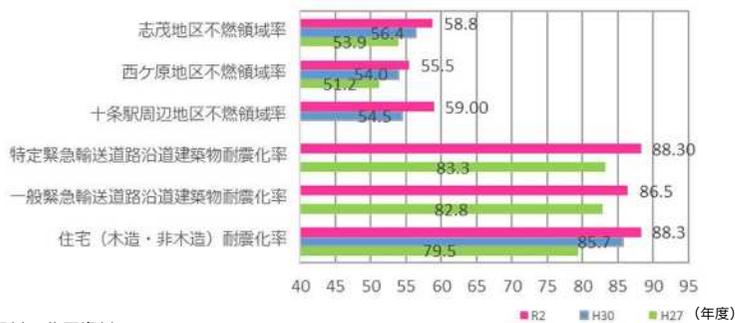
2 当該分野における区を取り巻く環境の変化

社会経済動向	法制度や国・都の政策の変化	区民のニーズや行動の変化
<ul style="list-style-type: none"> 首都直下地震の切迫性やその被害への懸念の高まり。 全国的な水害発生頻度の上昇を受け、荒川氾濫等の大規模水害に備えた避難対策の推進の必要性の高まり。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年3月に東京都の「防災都市づくり推進計画」が改定され、不燃化推進特定整備地区制度（不燃化特区）や特定整備路線の事業期間が令和7年度まで5年間延伸。 「東京都耐震改修促進計画」は令和2年3月及び令和3年3月の2度にわたる一部改定がなされ、特定緊急輸送道路沿道建築物や、それに附属する組積造の塀について、新たな目標や施策が示される。 「国土強靱化基本計画」のもと、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」などの各分野の取組みの加速化・深化を図る。 内閣府「水害からの広域避難に関する基本的な考え方」公表（令和3年5月）、内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」公表（令和3年5月改定） 「未来の東京」戦略では、激甚化・頻発化する豪雨災害への対策として、河川の護岸や調整池、まちづくりの機会を捉えた対策など流域全体で様々な取組みを推進。 令和3年5月に災害対策基本法の一部が改正され、個別避難計画について市区町村による作成が努力義務化された。 	<ul style="list-style-type: none"> 木造住宅密集地域におけるオープンスペースの確保や老朽化建築物の更新、主要な道路の沿道建築物の不燃化等の安全性確保への意識の高まり。 地震や水害などの自然災害に対して、安全・安心なまちにするための取組みとして「防災・避難に関わる情報の収集・伝達体制の整備」についての回答割合が、前回調査に比べ非常に高く上昇。（北区区民意識・意向調査）

3 区の現状

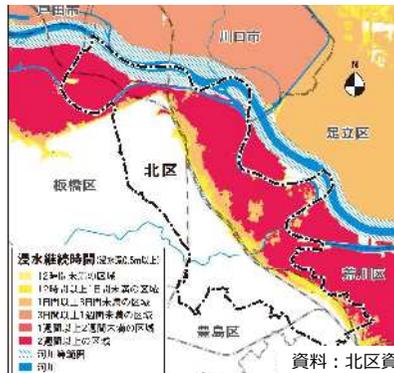
項目	現状
(1) 強靱なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 木造住宅密集地域を中心とした防災道路の整備やオープンスペース等の確保による不燃領域率など防災性の向上ほか、不燃化特区制度の導入及び区域拡大による重点的・集中的な取組みを推進。また、新たな地区計画の導入を図りつつ、助成制度の活用による不燃建築物への建替えを促進して、延焼遮断帯の形成を図っている。 緊急輸送道路沿道建築物をはじめ木造住宅やマンションの耐震化支援のほか、防災上危険ながけ・擁壁等の改修支援による耐震化の促進と区民の安全向上への取組みを推進。 公園や区立小中学校の施設整備の際には、地域の防災拠点、避難所等としての役割を意識した整備を進めている。 災害発生時の迅速な復旧・復興等といった、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を目的として、庁内外の関係者による検討会を設置し、「北区国土強靱化地域計画」の策定を進めている。
(2) 地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年3月に策定した大規模水害からの区民の避難行動の指針となる「大規模水害を想定した避難行動の基本方針」を基に、自力で避難が困難な要配慮者等の「逃げ遅れゼロ」の実現を目指すため、共助・公助等の支援方針を整理した「避難行動支援計画」を令和4年度の策定に向け着手。 地域コミュニティの希薄化に伴い、要配慮者への避難支援に対する懸念。 各地域の防災力向上に向けて、自主防災組織をはじめ、区内小・中・高等学校などを対象とした防災訓練などの企画や指導の支援を行っている。 大地震発生時等、一斉帰宅や駅前滞留者の発生が見込まれる。
(3) 地域の安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> 区民への意識・意向調査にて、地域が「安全・安心だと感じる」の割合は7割強。安全・安心への取り組みとして「防犯灯・防犯カメラの設置」「地域防犯活動の充実」が求められている。

図表1 防災まちづくり事業を展開する地区における不燃領域率及び緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化率の推移

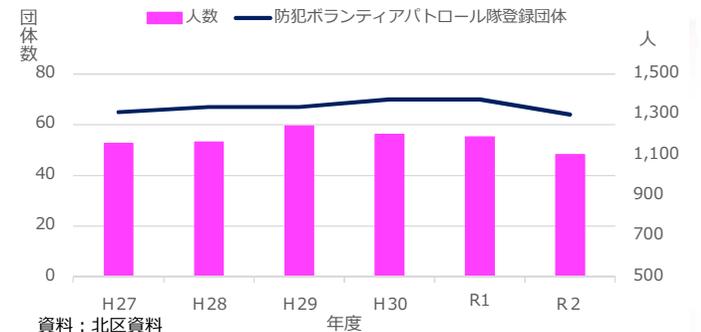


資料：北区資料

図表2 荒川氾濫時に長時間水が引かない地域



図表3 北区安全安心ネットワークパトロール隊登録団体数及び人数



資料：北区資料

4 今後の課題

- ◆ 密集市街地における防災道路の整備や老朽住宅等の建替えによる一層の住環境の改善や防災性の向上。また、更新の必要性は感じながら、行動に結びつかない層に対して、建築物の不燃化・耐震化や危険ながけ・擁壁の改修に係る意識啓発が必要。
- ◆ 公園や小中学校をはじめ、公共施設については、引き続き、耐震対策や災害時に安全の拠り所となるよう防災機能確保、充実を図る必要がある。
- ◆ 区民の避難意識の向上や居住地における災害リスクの把握のため、各種ハザードマップの作成・周知の推進や避難行動要支援者に対する個別の支援計画作成に向けた全庁的な体制づくりの必要性。
- ◆ 水害時早期に避難できるよう、マイ・タイムライン普及事業への区民参加を促進。
- ◆ 地域により、防災訓練の実施の頻度に差があるなどのため、防災に関する知識やスキルに偏りがある。
- ◆ 帰宅困難者を想定した、関係機関との連携やマニュアル策定、訓練が不足。
- ◆ 区民に身近な場所の犯罪抑止・子どもの見守り環境の充実・高齢者への犯罪防止対策の強化。

5 取組みの方向性

- 国や東京都の防災対策に係る新たな取組みへの即応。また、木造住宅密集地域への対策の推進及び地域住民・関係者に対する不燃化・耐震化に係る意識啓発。土砂災害の危険性が高い地域においては、危険性の周知を進めるとともに、がけ・擁壁の土地所有者や管理者による安全対策を促進。
- 継続して学校等の公共施設の防災機能の強化を図る。
- 区民・団体への防災意識啓発や要配慮者の避難支援体制の構築による地域防災力の向上。
- マイ・タイムライン普及事業を拡大させ、避難経路や避難場所の不足などについて検討を進めていく。
- 区内全域の地域防災力を一定水準以上に底上げするため、積極的に防災訓練を実施している地域への支援を継続し、スキルの乏しい地域に対しても、防災知識の普及や防災訓練の実施に向けた支援を強化する。
- 帰宅困難者対策として、東京都と連携した一斉帰宅抑制の取組み強化、駅前滞留者対策協議会ごとの行動マニュアル等の策定と帰宅困難者対策訓練を推進。
- 区民一人ひとりの防犯意識の向上や地域における自主的な防犯活動を充実させ、犯罪の防止に配慮した環境づくりや子どもの安全対策など、防犯のためのしくみづくりを推進。

6 あるべき姿・将来像

…今後の審議会の議論により具体化していきます

北区基本構想